

〇おおい町議会議員政治倫理条例

令和 7 年 4 月 2 1 日

条例第 1 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、おおい町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立と向上を図り、もって町民に信頼される清潔で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、町政に携わる権能と責務及び町民の信頼に値する高い倫理性を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、議長に報告するとともに自ら進んで疑惑の解明に当たり、説明責任を果たさなければならない。

(政治倫理基準)

第 3 条 議員は、次に定める政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 町（町が資本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資し、又は拠出している法人を含む。以下「町等」という。）が行う許可、認可、補助金の交付その他の給付の決定又は契約及び指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定に関し、特定の者に対して

有利又は不利となる働きかけをしないこと。

(4) 政治活動に関して、政治的若しくは道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと又は資金管理団体及び後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。

(5) 町等の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(6) 町等の職員の採用、昇任その他人事異動に関し、推薦又は紹介をしないこと。

(7) 議会内での地位や議員としての地位を利用して、他の議員又は町の職員はもとより、何人に対してもハラスメントその他人権侵害のおそれのある言動をとらないこと。

(請負契約に関する遵守事項)

第4条 議員は、法第92条の2の規定を遵守しなければならない。

(請負状況の報告)

第5条 議員は、自己、二親等内の親族（以下この条において「親族」という。）

又は親族が役員である法人が町に対し請負をする場合の状況を議長に報告しなければならない。

(審査の請求)

第6条 第3条に規定する政治倫理基準、第4条に規定する請負契約に関する遵守事項（以下「政治倫理基準等」という。）に違反している議員があると認めるとき又はその疑惑を解明する必要があるときは、次の各号に掲げる者の代表者（以下「請求者」という。）は、当該各号に定める連署等をもって議長に対し、当該違反を疑うに足る事実を証する文書等又は疑惑解明の趣意書を添えて、当該違反行為の存否についての審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

(1) 町民等（法第18条に規定する選挙権を有する者をいう。） 50人以上の連署及び議員1人以上の紹介

(2) 議員 4人以上の議員の連署

(審査の適否及び審査会の設置)

第7条 議長は、議員に関して、前条に規定する審査請求があったときは、その審査の適否について議会運営委員会に諮るものとする。

- 2 前項の場合において、当該議員は、議会運営委員会所属議員であるときは、その協議に加わることができない。
- 3 議会運営委員会は、協議の経過と結果を文書で議長に報告するものとする。
- 4 議長は、審査請求が適当との報告を受けたときは、全員協議会に諮って、おおい町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 5 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営については、別に定めるところによる。

(政治倫理基準等の違反に係る審査会の審査)

第8条 審査会は、政治倫理基準等に違反する行為の存否に関して審査するものとする。

- 2 審査会は、その設置後速やかに審査を開始するとともに、設置の日から起算して120日を経過する日までに、審査の結果及び意見を記載した審査結果報告書を議長に提出しなければならない。
- 3 審査会は、審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）からの申出がある場合には、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 審査会は、審査を行うため、審査対象議員や請求者に対し必要な文書等の提出を求め、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 5 審査会は、審査対象議員による町の職員への行為のうち第3条に規定する政治倫理基準に違反するものに関し、その対応等を記録した文書等の提出を、当該文書等を保有する町長その他の執行機関に求めることができる。
- 6 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、参考人として真に利害関係を有する者、学識経験を有する者等から積極的に意見を聴くよう努めなければならない。

7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(審査結果の公表)

第9条 議長は、審査会から審査結果報告書の提出を受けたときは、違反の有無にかかわらず、審査請求をした者の代表者及び審査対象議員に対し、その内容を通知しなければならない。

2 議長は、前項の概要の公表について議会運営員会に諮り、必要と認められた場合は、おおい町公告式条例（平成18年おおい町条例第3号）第2条第2項の掲示場への掲示、議会広報紙、議会ホームページへの掲載により公表することができる。

(審査結果に対する措置)

第10条 議会は、審査会からの報告に基づき、政治倫理基準等に違反していると認められる議員に対して、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずることができる。

2 議長は、前項に規定する措置を講じたときは、前条第2項に規定する方法により、その旨を公表しなければならない。

(議員の協力義務)

第11条 議員は、審査会から審査に必要な文書等の提出又は審査会への出席を求められたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。